

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例別表第4 有害物質 (第2条関係)

- (1)カドミウム及びその化合物
- (2)シアン化合物
- (3)有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN に限る。)
- (4)鉛及びその化合物
- (5)六価クロム化合物
- (6)砒素及びその化合物
- (7)水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
- (8)アルキル水銀化合物
- (9)ポリ塩化ビフェニル
- (10)トリクロロエチレン
- (11)テトラクロロエチレン
- (12)ジクロロメタン
- (13)四塩化炭素
- (14)1,2-ジクロロエタン
- (15)1,1-ジクロロエチレン
- (16)1,2-ジクロロエチレン
- (17)1,1,1-トリクロロエタン
- (18)1,1,2-トリクロロエタン
- (19)1,3-ジクロロプロペン
- (20)チウラム
- (21)シマジン
- (22)チオベンカルブ
- (23)ベンゼン
- (24)セレン及びその化合物
- (25)ほう素及びその化合物
- (26)ふっ素及びその化合物
- (27)塩化ビニルモノマー
- (28)1,4-ジオキサン